

山武市総合計画審議会 会議録

会議の名称		第4回山武市総合計画審議会	
開催日時		平成20年1月31日(木)	午後2時05分 開会 午後4時30分 閉会
開催場所		山武市成東文化会館 のぎくプラザ 視聴覚室	
議長氏名		秋庭 武行	
出席者氏名		別添出欠者名簿のとおり	
欠席者氏名		遠藤 正之、鈴木 庸夫、小水 達美、朝日 典男、布施 定一、 行木 信一、大角 進、木内 秀雄、佐瀬 孝一(9名)	
事務局氏名		総務部長 土屋 守、企画政策課長 石田 徳男 政策推進係長 浅野 洋一、政策推進係主査 越川 正	
会議事項	議題 (1) 総合計画〔基本構想及び前期基本計画〕(案)について ・修正点について ・実施計画について (2) 総合計画〔基本構想及び前期基本計画〕(案)の答申について	会議結果 (1) 原案により決定	
会議の経過		別添会議経過のとおり	
会議資料		次第 資料①「山武市総合計画(案)」 資料②「施策《成果指標》における修正点」 資料③「山武市総合計画(案)について(諮問)」 資料④「平成20年度実施計画(案)」 案における修正箇所	
その他必要事項		署名委員の指名(2名) 石橋 藤榮、今関 紘	
会議録の確定			
確定年月日		署名委員	
平成20年3月14日		石橋 藤榮	
		今関 紘	

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
総務部 土屋部長	<p>1. 開会 (進行 総務部長 土屋 守)</p> <p>定刻を若干過ぎましたけれども、ただいまから第4回山武市総合計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>進行の方を務めさせていただきます、総務部長の土屋です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の総合計画審議会でございますが、議題1といたしまして、総合計画(案)につきまして、修正点と、実施計画を説明させていただきます。続いて、議題2といたしまして、総合計画(案)についての答申を審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
秋庭会長	<p>2. 会長あいさつ</p> <p>秋庭でございます。</p> <p>委員の皆様方には、公私ともご多忙の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>当審議会も、一昨年11月に第1回から、本日で第4回目になるわけでございます。その間、総合計画の策定方針から始めまして、基本構想及び基本計画と、短期間に膨大なご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。</p> <p>本日は、これまでの審議内容を踏まえまして、総合計画(案)に対します答申を考えてまいりたいというふうに思っております。将来像に掲げられました、「誰もがしあわせを実感できる独立都市 さんむ」の実現のために、委員各位のご協力と、本日の審議のご協力をお願い申し上げまして、私のあいさついたします。</p> <p>本日はご苦労さまでございます。</p>
椎名市長	<p>3. 市長あいさつ</p> <p>皆様、こんにちは。お忙しい中を、委員の皆様方お集まりをいただきまして、第4回総合計画審議会を開催いただきますこと、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>その都度、いろいろとご意見をいただき、最大限反映をさせてきたということでございますけれども、今回も地域の声をいただきながら、修正できるところにつきまして、可能な限り修正を加えるという作業を行いました。</p> <p>計画でありますとか、実施計画の方になりますと、非常に技</p>

術的といえますか、事業単位でどのように目標立てるかというふうなことで、出来上がってみると、行政の従来のある方が色濃く出ているんだろうというふうに思いますが、やはりその中でも、目標というものをしっかりと意識をしながら、後年に評価をいただくという考え方を当てはめたということでは、今までの計画とは違うものだというふうに考えております。

また、来年には予定をされていると聞いておりますが、第二次の地方分権法が出るということでございまして、ずっとこの基本計画の総合計画の中で、2000年の地方分権一括法をもとにして書いてまいりましたけれども、それが来年予定されます地方分権第2弾におきましては、さらに地方に権限を与えるといえますか、かなり明確に地方の自主独立というものを明記したものになるというふうに、中間的な報告、取りまとめも出ております。その中で、「地方が主役の国づくり」という言葉がサブタイトルとして使われておりますし、地方政府という表現も出てまいります。そういった意味で、地域が自らの責任において、しっかりとした地域の運営をしていく時代が、ますます明確になってきたというふうに思っております。

そんなところで、多少住民参加の意味合いをしっかりとしたものに、表現に変えていきたいという私の願いを込めさせていただきましたのと、地方分権に対する心構えといえますか、覚悟というようなものを、吹き込んでいかなければならないというふうに考えております。

一番最初に、私のあいさつ文というのが、策定中ということになっておりますが、その中において、私どもは地域をつくっていくときに、やはり住民の皆様方に、主権者としての自主的な動きというものをお願いしなければなりませんし、先立って、自分たちの責任を自覚をしていただく。それしか地域の再生はあり得ないということを訴えなければならぬというふうに考えております。

これからの山武市づくりは、行政、住民が一緒に力を合わせるというよりも、一体化して進んでいく必要を、私も感じておりますので、計画は計画として、実質的なものになっているものもございましてけれども、その中に、私として込めてまいりたい精神というものは、みんなが自覚を持って、自分たちの地域をつくっていこうというようなことを訴えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今日はできれば、ご答申までいただきたいということでありますので、慎重ご審議の上、ご答申願いますように、よろしくお願ひします。

<p>総務部 土屋部長</p>	<p>この後の議事につきましては、山武市総合計画審議会条例第5条第1項に基づき、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>なお、関係行政機関の職員及び公共的団体等を代表する委員である浅野委員でございますが、昨年11月をもちまして、民生委員児童委員協議会会長の職を離れましたので、総合計画審議会条例第3条第2項の規定により、審議会委員ではなくなりましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>また、遠藤委員、鈴木委員、小水委員、朝日委員、布施委員、行木委員、大角委員、木内委員、佐瀬委員の9名から、欠席の連絡をいただいておりますが、委員19名中10名の参加をいただいております、過半数を満たしておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>それでは、秋庭会長、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>秋庭会長</p>	<p>座ったままで失礼させていただきます。</p> <p>議事に入ります前に、山武市総合計画審議会運営要綱第2条の規定に基づく2名の会議録署名議員を指名したいと思います。</p> <p>今回の署名は、石橋委員と今関委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
<p>秋庭会長</p>	<p>決定事項</p> <p>今回の署名委員は、石橋委員と今関委員が指名された。</p>
<p>秋庭会長</p>	<p>4. 議題</p> <p>それでは議題（1）総合計画〔基本構想及び前期基本計画〕（案）について、事務局に説明を求めます。</p> <p>（1）総合計画〔基本構想及び前期基本計画〕（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正点について ・実施計画について
<p>企画政策課 石田課長</p>	<p>事務局より資料①「山武市総合計画（案）」、資料②「施策《成果指標》における修正点」、資料④「平成20年度実施計画（案）」、「案における修正箇所」をもとに説明。</p>
<p>政策推進係 浅野係長</p>	
<p>秋庭会長</p>	<p>ただいま事務局から、総合計画基本構想及び前期基本計画</p>

<p>並木委員</p>	<p>(案) について説明がありました。 ご意見がございましたら、お願いいたします。</p> <p>先ほど来、市長さんの方からも、地方分権がさらに大きく膨らんで行くということですが、私たち素人には、その地方分権が進むことは大体理解できますが、具体的にはどういう点が一番大きく変わっていくのか。この点を少し説明していただければありがたいなと思います。</p>
<p>企画政策課 石田課長</p>	<p>100%確実な答えになるかどうかわかりませんが、まず、先ほども地方分権の方向性ということで、お話し申し上げましたけれども、地方政府確立のために、自治行政権だとか自治立法権、それから自治財政権を有する完全自治体ということで、まず、国と対等の自治体というような形のものででき上がってくるということになるかと思えます。ですから当然、地方が主役の国づくりというサブタイトルがつくんだですけども、まさに地方の時代ということで、地方が主役になって来るだろうということで、当然これだけの権利がついてくるわけですから、自己の責任において新しいまちをつくっていく責任が行政にもあるし、それから、ここまで言っているかわかりませんが、市民の方にもですね、自分のふるさどをつくって行くという責任も生じてくるというような形に変わってくるというような、大きく、流れとしてはそういう形に変わって来るだろうというふうに思っております。</p>
<p>並木委員</p>	<p>それは文章の上でも書いてあるので、わかるんですが、国はどうするんですかね。地方に主体的な権利を与えるとありますが、国はどうするんですか。何もしないということですか。今まで関与していたことをすべて放棄してしまうのでしょうか。</p>
<p>企画政策課 石田課長</p>	<p>当然国も、今まで大きな政府から小さな政府に変わっていくだろうと。ただ、交付税制度が、全く地方のほうに財源が移譲されてくる訳でございませぬので、国が全く関与しないということも、まだこの段階では言えないだろうというふうに思いますけれども、ただ、国の方としては、地方で出来ることは地方でやれという大きな流れだろうと思います。ですから、国の方は国でやらなければならない、例えば防衛だとか外交だとか、そちらの方を主体的にやって、地域づくりというものは、地方の自治体に任せるんだという方向になってきているだろうというふうに思っております。</p>

並木委員	<p>地方といっても、県が間に入っていますよね。県の立場と、我々末端の市の行政との関係はいかがなものでしょうか。</p>
椎名市長	<p>まだ細かいところまで、そういった方向性が出ているものでもないというふうに理解をしていただきたいと思います。ただ、分権をこれから進めていく上で、前回の地方分権一括法の中では、三位一体の改革とか、税源移譲とか、そういったようなところが中心になって、それから機関委任事務について見直しがあったわけですね。そういった方向がさらに進むという方向が示されたということです。</p> <p>今回、県の改革にまでは踏み込んでいない。道州制もにらまれるというふうに理解をしていった方がいいと思います。</p> <p>ここで、私どもも少し政策法務の先生のお話を聞いたり、始めているんですけども、そういった中でも、例えば今まで市の条例というものは、当然法律の下位にあるものですから、条例というのは、法で定められた中で決めるしかない。法のもとで決めるしかないという考え方なんですけれども、先生のお話では、一つの例として、法の解釈ということになると思いますけれども、条例で法律を上書きすると、そういう言葉使いをされます。</p> <p>ですから、今までは一つの国の法律がありました。この法律はこういうふうに解釈するんですよ。こういうふうに地方はやりなさい。その指針に従って、私たちはやっていたらよかった。ところが、法律の解釈をあなた方が自分たちの責任でこういうふうに解釈しろというふうに、動きなさいとか、それから、場合によっては、例えば自治事務に関することなどは、今言いましたように、法律はこうだけれども、条例によって我が町はこうしますよということも可能なんですよというところは、実態はよくわかりませんが、そういうお話までされています。ですから、地方政府といいますが、独立した政府を指しているわけではありませんけれども、方向性として、地方が自分の選択において政策を決定し、自己責任においてまちづくりといいますか、地域を運営していくという責任は、さらに強く任されていくであろう。そういう方向が示されたということだと思います。</p>
並木委員	<p>財政のことで、例えば国の事業がありましたよね。そのときに、補助金が今まで国から、県から、そしてまた市も出している政策が多かったんですが、今後はそういうのが減っていくということですかね。</p>

<p>椎名市長</p>	<p>わからなければ、いいですよ。</p> <p>そういうふうを考えていいと思うんですよ。そういうことが、細かく調べておりませんので、そこまでわかりませんが、当然そうなるんでいいだろう。流れとしては、そういう方向にいきますけれども、そういうふうを考えていかなければいけないと思います。</p>
<p>猪野委員</p>	<p>猪野でございます。</p> <p>先ほど並木委員の質問、あるいはその内容に関連すると思うんですけど、この今日いただきました修正箇所の3ページのところで、③地方分権の進展。まさに並木委員がたゞいま問題にしていたことに関連すると思うんですけど、その網がけの部分で、19年度には地方政府の確立のために、方向性が示されていますというふうに書かれているんですけど、方向性が19年に示されたということは、どういう形で示されたということなんですか。その分権一括法の中であったんですか。それともその後の何か指導なりがあったということなんですか。</p>
<p>企画政策課 石田課長</p>	<p>これは、地方分権改革推進委員会というところで、この地方分権の第2期の方向性ですが、これが審議されておまして、これが中間的な取りまとめということで、方向が示されたところでございます。</p>
<p>今関委員</p>	<p>今関です。何点かお尋ねをいたしたいと存じます。</p> <p>まず、第1点でありますけれども、本計画の中で、案における修正箇所というのがありまして、この中で、協治というものを主体としてという考え方を示されました。今度は実施計画や、それから基本計画の中で、市民と行政が協働してつくるまちづくりという表現で、今まで統一をしていたわけありますけれども、ここの中で、序論の中で、協治という思想を表明したとすると、全体の整合性というんですかね。その辺は一体どうなるのかなということで、むしろここで、序論で協治というものを強調されるんだったら、協働してという言い方を、そういうふうに変更したらどうなのかなという思いがあります。それが第1点であります。</p> <p>それから、第2点は、3ページの環境問題の深刻化というところであります。これはもう、イメージというよりも、気分の問題になるのかなというふうに思いますけれども。3ページと申しますのは、総合計画（案）のところですね。</p>

人間の諸活動に伴うエネルギー消費の増大などにより、地球的な規模において、さまざまな環境問題が引き続き起こっていますというような表現になっているわけですが、もちろんこれは現在進行形でありますから、「引き起こっています」というような言い方もいいのかなと思いますけれども、表現としてどうなのかなという思いがあります。例えば、「環境問題を引き起こしています」というような方がどうかというようなイメージがあります。

それから、大変財政計画の問題についていえば、大分難しい問題を含んでいるなというふうに思うわけですが、イメージとしての見通しですね。財政計画というのは本来、人口問題と密接に絡んでくる。つまり、産業がどうこの市の中で展開されていくかということが、例えば国が予算をつくる時には、経済成長率を何%にして、税収がどれだけになってというようなことで、財政計画をつくっていくわけですが、主体的に私たちの市でそのような形で経済を財政的に裏打ちしながらリードしていくというようなことは、かなり難しい問題だろうというふうに思います。しかし、人口が減って行って、労働者が減って行って、所得が減って行って、さして強い産業振興の政策が展開されないとすれば、財政問題というのは、大変厳しいものにならざるを得ないという予測が立ってしまう。つまり、そこら辺のところとの整合性ですね。計画の中で、産業振興を経済的にこの地域をもっと底上げをしていくんだという政策に裏打ちされているとすると、財政計画は、できるかできないかはわかりませんが、その辺のところは一体、どう行っていくのか。つまり、人が減って行ってしまいうという現実の問題の中で、財政計画をこれからどういうふうに予想していくかというような問題ですね。そのことがもう1点であります。

それから、24 ページのところ、「生涯を通じて人と人がふれあい共に学びあえるまちづくり」というふうにあるわけですが、この中から8行目のところに、「学校における学力低下・いじめ・不登校問題、家庭における虐待等の問題も増加していることから」と書いてあるわけですが、この地域は本当に増加しているのか、という私は思いがあります。増加している、増加しているというふうに、マスコミなどではかなり激しく取り上げられていますけれども、この地域が本当にその前年対比で前よりも、これからはまたそのような激しいところなのかなという思いがあります。その辺のところはどうなのかなという思いがありますので、ご検討いただけた

らなというふうに思います。

ついででありますから、よろしいでしょうか。ずっと言っちゃって。

それから、分野別計画のところですね。これは、山武市基本計画（案）のところで、一番最初を開きますと、分野別計画というのがありまして、行政評価の考え方で、こここのところの「本市は、解決に迫られている課題が多くあります。しかし、これらに対応するための財源や人材、設備といった行政資源は限られています。」この表現の仕方でいいますと、ぱっと読んだときに、解決に迫られる問題があります。「しかし、」というのは、否定するわけでありまして。「これらに対応するために、財源や人材、施設といった行政資源は限られています」というと、出来ませんよというふうに、文章の表現上では言われてしまうということになるかなという思いがあります。当然これはみんなでもって、だから考えていきましょうというんですけれども、ここは、そんなに激しく書かないで、私のイメージでは、「さまざまな行政課題を抱えています」程度にしておけば済むのかなという思いがあります。

あとは、今問題になった自治立法権ですね。この立法権というふうに言われると、並木委員が言われたように、法律を私たちが作れるのかということになる。この文章上から言うと。私たちができるのは、地方自治法に定められる範囲の中での条例の作成でしかないわけですから、この言葉が踊っていやしないかなと。つまり立法というと、立法権である山武市議会が、相当の力、つまり法律を作れるというようなイメージを持ってしまう。私たちはむしろ、このことに関していえば、立法権を持つぐらいの気概があってほしいし、それがあるとすれば、この地域が本当に独立したい市になるという思いはあります。私たちの願いは、立法まで行ってもらいたいというふうに思っているわけですが、その辺のところは、立法権という言い方をして、どうなのかなという思いがあります。

以上です。

椎名市長

さまざまなご指摘ありがとうございます。

特に私の方から、協働、協治というところについて説明いたします。市民主体のまちづくりというところの中に、一番最初の序論のほう、協治という言葉が出てまいります。ちょっと違和感を私も持っていることは事実なんです。この協治について背景を言いますと、市民参加、市民参画という流れの中で、市民と協働してまちづくりをしましょうということは、もうず

いぶん長く言われてきております。私ども今感じておりますのは、市民にどのように行政参加をしていただくか。どのように行政と市民が一体となって、これから地域づくりをしようかというときに、もうちょっと、協働という言葉から感じられるイメージよりも、もう一歩進んだ何か表現はないのかと、私の方からちょっと宿題を出しまして、一生懸命考えたのが、実を言いますと、その協治という言葉なんだそうです。

ちょっと違和感あって、どうなのかなということ、ここで解説の意味で書かせていただきました。

これは協働と協治というのが矛盾するものではなくて、一方通行ではない。住民の側から協働、協治する部分においても、住民の側からの働きかけがありますよね。それが協治だといふので、違和感を持ちながらも、協働というものをさらに広げた。解説つきで。条例の中で余り協治という言葉そのものに重みを置きませんで、呼び方としては、協治と言われているような考え方だといふ程度にお取りいただければといふふうに思います。

私の方は、むしろここを、例えば地域の課題を解決する、もう次の「協治による」を取ってしまう。要するに、市民と行政が一体となって考え、行動することで地域の課題を解決するまちづくりが必要となるといふことで十分なんです、それをまとめたところが、協治という言葉があったといふことなんだそうです。そういうことで、その協治を使いますと、その次に、この総合計画といふものは、市民と行政が一体になって山武市をつくるといふ、それが協治といふことになりますので、市民と行政が一体になって山武市をつくる協治の道筋としての総合計画といふのになるといふことで、序論の中で、一つの考え方をまとめさせていただいたといふふうにお考えいただいて、私としてもいいかといふふうにお受け入れさせていただいたところなんです。

それからもう一つ、立法権といふ話なんです、それは取りまとめの中で、そういう言葉使われているといふことなんです。

今関委員

立法権まで含むといふことになると、協治という言葉が、まさしく的を得た言葉なんです。

秋庭会長

取りまとめの中に、そこまで言葉使いをされているといふことですか。

<p>企画政策課 石田課長</p>	<p>そうですね。されています。</p> <p>ちょっと読み上げますと、条例による法令の規定を、先ほど市長のほうからありました上書きをする、範囲の拡大を含めた条例制定権の拡大を図っていくことは、自治立法権を確立していくことにつながるということで、自治立法権。議会の方にも当然立法権もございますし、そういう形で立法権があるという形です。</p> <p>先ほど環境問題のところでご指摘いただきました「起こっています」については、「引き起こされています」というふうに変更させていただきたいと思います。</p> <p>財政フレームの関係ですけれども、ここには一応、3年間という形で載せていくように考えていますけれども、一応今のところは5年間ということで、財政フレームの方はつくっております。当然この5年間の中では、積極的投資はしないという範囲の中で、当然産業の振興関係は、なかなか財源的なものは、ちょっとこの5年間では見込めないだろうということで、当然その辺の人口が減っていくという中での推計になっていくんだろうというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>椎名市長</p>	<p>さっきの、昨年11月の地方分権の中間的な取りまとめというんですが、総務省、内閣府のホームページからその資料をとることができます。内閣府のホームページを開いていただいて、地方分権に行きます。地方分権のページにいきましたら、地方分権改革推進委員会というところをクリック。そのページがあきましたら、地方分権改革推進委員会の資料というようなところをクリックしてください。そうすると、取りまとめが出ます。ご覧になっていただければと思います。</p>
<p>企画政策課 石田課長</p>	<p>もう1点ご指摘ございました27ページの分野別計画の中の、行政評価の考え方というところでご指摘がございました。確かに今関委員さんがおっしゃられることも、ごもっとだと思えますし、ちょっとここは、実際の行政評価の考え方のところですので、ここだけは検討させていただいて、検討したものを後で直すということで、ご了解いただけますでしょうか。</p>
<p>金田委員</p>	<p>金田ですけれども、今回初めて事業計画が出てきたわけなんですけれども、これが平成20年度だけなんです。本来、総合計画であれば、10年間の骨格となる事業計画が出てきていいはずなんです。ただ、今のお話では、財政の見通しが立たな</p>

いから云々と、こういうことを言われたんですけれども、これを毎年やっておいたら、総合計画なんか要らないんじゃないかということになっちゃうような気がするんです。ここにいろいろ、例えば暮らしを支える快適なまちづくりと、色々道路の改良事業とか、10件くらい挙げておりますけれども、これはどのような考え方でこの事業を選定したのか。その辺を私らは知りたいんです。つまり、10年間というレンジの中で、これを20年度はやらなきゃならないんだと、その考え方ですね。せっかく山武市を四つのエリアに分けましたね。山武地区を主体にした丘陵ゾーン、それから市街地ゾーン、それから田園地帯のゾーン、海浜ゾーンと四つに分けてるわけですよ。ですから、この四つのゾーンの中で、いつからいつまではこのゾーンを優先的に事業を推進しますとか、私は総合計画の中では、そういうのがあってしかるべきだと思うんですが、確かに構想というか、課題と大綱の中ではいいこと言っているような気がするんですけれどもね。これを具体化した事業に結びついていないのではないのかなという感じがするんです。要するに、末端の各部課から出てきた事業を積み重ねていってるだけじゃないのかなという感じ、ちょっと私持ったんですよ。その辺の考え方を聞きたいんですけれども。

企画政策課
石田課長

この実施計画なんですけれども、これは、この表の中にもありますとおり、3年間の実施計画でございます、今回、20年、21年、22年と、今、数値が全く入ってございませんけれども、これは3年間の実施計画ということで、3年間の事業費をこの中に計上していくという考え方を持っています。20年は、今予算編成中ですので、20年の数値については、予算とこの計画自体が一致してくるということになります。21年はまた、この計画はそっくりそのまま予算に載るということではございません。ですから、また21年は、その予算の絡み等あって、ここにそれぞれこの計画が載る、載らないというのが出てくると思いますけれども、その場合にはまた毎年ローリングをして見直しをしていくという計画になっています。ですから、今回の実施計画は、一応3年間の実施計画だということでご理解いただきたいと思えます。

金田委員

確かに3年間ですけれども、その上には10年間の計画があるんだと。そういう大きな計画の中の3年間の計画。3年間で、今年はどうやるんだよという思想が出ているかどうかというのを、私は考え方としてはっきりさせる必要があるんじゃない

	<p>いのかなというこで、質問したわけなんです。</p> <p>それからあと、ちょっと気になるのは、事業が 199 本。実際には 450 から 500 あるということなので、多分そちらの方に消えているかと。中に入り込んでいるかと。ここに出ていないんじゃないかと思うんですけども、いわゆる山武市が合併したことによって、新たにやらなければならない事業というの、これ抜けていないでしょうね。その辺がちょっと私は心配なんです。</p> <p>今、お話いろいろ聞いていると、いわゆる国あるいは県とか、そういう上位からの法制度の制約事項とか、そういうことを盛んに言われているんですけども、実際我々は合併したわけですね。合併したら、新たにやらなければならない事業があるはずなんです。ところがこれを見ると、どうもそれが盛り込まれていないんじゃないかと。細部の細かいところに入っているんですかね。それを確認したいと思います。</p>
<p>企画政策課 石田課長</p>	<p>この事業は、現在各課で出させていただいて、取りまとめた事業ということになります。ですから、今後そのような新規の事業が出てきた場合には、21 年度以降の実施計画の中で見直しをしていくという形を考えています。現在は一応、各課からくみ上げた事業を、この中の主要な事業としてここに載せてあります。</p>
<p>金田委員</p>	<p>厳しいことを言うようですが、もう既に総合計画の策定に 1 年半以上の時間をつぶしているわけですよ。ですからもう当然そういうことは出てきていいはずなんです。そういうものが出てこなければ、総合計画は本来つくれないんじゃないかと思うんですよ。そこら辺、どうなんでしょうかね。これから出てくるから、それをつけ加えると、そういうことなんですか。</p>
<p>企画政策課 石田課長</p>	<p>現在進めています、例えば幼保一元化だとか、そういうものについては、この計画の中に載ってきていると思いますけれども、それ以外のもの、また新しく、例えば道路なんかにしても、これから都市計画の計画が始まります。ですから、その都市計画の中で、都市計画道路の見直しという形で、恐らく 4 地区等を結ぶ道路等については、これから新しく都市計画の決定をしていかななくてはしょうがないというような事業が、結構道路なんかの場合、多いと思うんです。ですから、その計画については、この計画を受けて、今年度あたりから入っていくようですけども、都市計画の見直し作業に入っています。ですから、</p>

<p>秋庭会長</p>	<p>その中で恐らく出てくるんだろうということで、今のところは、その辺のところもまだ入っていないという実情でございます。</p> <p>私の方から一つ確認させてもらいますけれども、事務局の方から、実施計画の説明がありまして、個々の実施計画には事業名が載ってございますけれども、これはあくまでも基本的な参考のために、本日提出されたという内容に解釈しております。当審議会の方は、そういう個別事業を審議するという過程ではないと思いますので、その辺、行政が執行する段階で、基本構想の中の目的達成のための一手段として、事業が決定されていくというふうに解釈しておりますので、その辺踏まえまして、ひとつご審議をいただければというふうにお問い合わせいたします。</p>
<p>今関委員</p>	<p>只今、会長からお話がありました。それでは、その延長でお尋ねをさせていただきたいと存じます。</p> <p>それぞれの事業をここに提示させていただきました。そうすると、この事業を実施していく。具体的に事業をリストアップしました。この中で、特例債の割合はどのぐらいなのか。補助金が絡むのはどのぐらいなのか。自主財源で行うのはどのぐらいかイメージで結構です。そういうようなものをお持ちでしたらば、お答えをいただければ。それで、最終的に積み上げると、特例債はどの程度の規模までに膨らむだろうというイメージがあれば、お話をいただけたらと思います。</p> <p>市長もお見えでありますから、最終的には市長が決裁するわけでありましてけれども、およそ事業を積み上げていく一定特例債の規模ができ上がるとしますと、それがわからないという段階であるとする、市長はどの程度の範囲で特例債を使って行おうとなさっているか、イメージをお持ちでしたらば、そのことについてお答えをいただけたらありがたいと思います。</p> <p>それから、もう1点。この総合計画の中で、満足度という数字が出ています。これは一つ定義をきちっとしてみたらどうなのかなというふうに思うわけですので、当然小学校の通信簿ですと、4と5はいい。3が普通で、1か2は努力をしましょうというような言い方になるわけでありまして。行政は、市民のために存在する組織でありますから、ここに出ている現状値ですね。つまり、市民の皆さんが80%から70%ぐらいの数字でいってるものにはOK。つまり100%というわけではありませんから。でもそれは合格点というふうになるわけでありましてよね。物によったら、30%でも合格点というものあるわけでありまして。それはある種の評価。つまり、行った結果として評価をするわ</p>

けであります。横印でひゅっとしているのは、どういったらいいんでしょうね。60%でひゅっ横印。そうすると、一体、通信簿でいうとどうなるのというようなことになるのか。つまり、目指すのは70%ぐらいの方々が満足と言ってくれば、私は行政は一応きちっと対応した。それが、物によってというんでしょうか、68%、70%としていいのかどうか。

つまり、そこら辺のところの定義を、きちっとそれぞれの問題に定義をしておかないと、50%でもOKというふうなことになるので、それは一体、行政としてどうなのかというようなこともあるので、その辺のところは、どうでしょうね。ある種のそれぞれのところでもって、例えば満足度というのを評価しなければいいんですよね。道路でいえば、何%出来たという評価の仕方ならともかくとして、「市民の皆さんにご満足いただいていますか」とお尋ねしたって、その後、高い数字で満足度が出てこないとするので、一体それでは政策的にどうなんだという問題も出るので、その辺のところは一体どうするのか。評価という問題について考えたらいいのかということについて、ひとつ意思統一をなさったらいかがなのかなという思いがあります。

以上です。

椎名市長

特例債事業のこの計画、今つくっている段階で、特例債事業をどのくらい使うかという構想がなされていないということで、そもそも私自身が特例債をどのくらい使うかというイメージを持って今やっております。合併当時に建設計画をお作りいただいて、その中に事業を確認する。特例債が使える事業が、その中で少ないというのも一つあります。

それと、やはり特例債とはいえ、後年度負担を強いるものですので、特例債が使えるからやろうということは、今のところ避けなければいけないというふうに思っております。

合併のときのお約束をしているような事業は、できるだけ実現をしたいと思っておりますが、余り後年度負担金大きいものは、やはり見直さなければいけないのかなということ、基本に置いてありますので、まず第一に、先ほど将来の財政見通しというお話がございましたけれども、おっしゃるとおりで、山武振興のところ非常に弱い。手がなかなか打てない。例えばこの10年間で、本当にこの地域の経済を持ち上げられる施策が打てるかということになりますと、私がこれだという施策は打ち出せておりません。そうしますと、やはりむだは省く。健全財政をいかに保つかというところに重点を置いていかなければなりません。そういった現状の中で、特例債をみんな使ってし

まうという考え方は、イメージとして持っていないというふうにご理解いただければ。

あと、ちょっとつけ加えますと、金田委員からも、ゾーン別に分けてという話がありますが、そのイメージとはちょっと違うんですけれども、幾つかやはり、議会からも質問がございまして、将来どうするんだという中で、産業振興という中では、ある程度拠点を考えようかと。地域性もありますので、山武地区の出光の跡地をどのように。自然と、地域経済を持ち上げるような拠点づくりの一体化という一つのやっぱり考え方を当てはめていかなければいけない。

それから、旧成東地区で、総武本線のかなり大きな拠点駅としての成東駅の反対側が、やはり一つの拠点になり得ると思います。なかなか地主さんというのは難しいんですけれども、ひとつ拠点になるのかなと。

それと、蓮沼の方では、やはり海浜公園。県の施設ですけれども、通年型の観光にするだけでお客さん呼べるかどうかわかりません。今ですから、環境や健康を絡めながら、そういった拠点として考えていくべきだろうというのと、松尾の方では、芝山の方から空港から、今度は圏央道の開通をにらんで、何とか流通の拠点として、芝山だけじゃなくて、もう少しこちらの方へそれを呼び込めないか。四つぐらいを振興策として拠点というふうに考えていきたいなというふうに。

こういったものが、この計画の中にはそういう形で入ってきませんけれども、これから都市計画もございまして、いろんな計画がある中で、総合計画の中では基本的な考え方を示しておりますけれども、そういった面については、硬直した考え方ではなく、随時取り組みができる方法を探っていければと、こんなふうに考えております。

企画政策課
石田課長

それでは、満足度の定義の問題でございますけれども、アンケートの結果による満足度ということで、数値がいろいろ低い面もありますし、高い面もあるという中で、一つの定義をするということ自体が、なかなかちょっと難しい問題がありますけれども、ただ、今関委員がおっしゃるのもごもっともだと思いますので、これについては、今後行政評価ということで、この計画自体を実際に回していくという中で、今後の課題にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

岩澤委員

岩澤です。

今行っている審議というのは、総合計画の答申についてとい

	<p>うことなので、この総合計画（案）について、私個人としては、おおむね原案のとおりの内容で了承したいというふうに思います。</p> <p>過去2回ほど欠席しておりますので、本当にその間、どのような審議がなされたかというのは、本当に細かくは理解しておりませんが、内容的には、総合計画というのは、あくまでも10年後のまちづくりのコンセプトみたいなものだろうというふうには理解しております。</p> <p>ただ、これは感想ですが、なかなか10年後の絵が見えてこないというのが、非常に残念だなというふうには思いますので、その辺は、先ほど金田委員の方からもお話がありましたが、10年後のゴールに向かって、今何をなすべきかというような考え方からすれば、もう少し具体的なものが欲しいのかなというふうには思います。</p> <p>あと、文言についても、すべて隅から隅まで読んだわけではありませので、もう一度事務局の方で精査をし、修正すべきは修正して、確かなものにして、最終的には認めていただきたいというふうには思います。</p> <p>それとあと、お願いですが、実施計画に当たりましては、総合計画のコンセプトといたしますか、考え方がもう少し表に出てくるような形の実施計画にしてほしいと思います。個別のチェック表みたいなものは、先ほど案として見せていただきましたけれども、その中にある選定の基準といたしますか、例えば道路の安全確保というのは、具体的にどういうものを安全ということかというようなことまで踏み込んだ形の公表といたしますか、そういうものを示してほしいなというふうに思います。</p> <p>最後になりますけれども、表題にあります、「みんなが幸せを感じられる」というコンセプトがあるわけですから、それが総合計画、それから実施計画、すべて統一したイメージが、私たち市民にも理解できるような形のものでできてほしいというふうに考えております。</p> <p>これは質問ではなくて意見でした。ありがとうございました。</p>
猪野委員	猪野です。
	先ほど、口を挟むと失礼なので、やめたのですけれども、序論にある「きょうじ」ですか。「きょうち」じゃないんですか。
企画政策課長	「きょうち」です。
猪野委員	「ち」でしょう。それならいいんですけれども。私はそう読

椎名市長

んでいたし。それならそれでいいです。それならわかりました。

岩澤委員は質問じゃないということですが、言い訳をさせていただきたいと思いますのは、金田委員からご指摘があって、10年計画というのがある、10年後の実現すべき姿があって、それに向かっていろいろな施策を決め、それが具体化されて、実施計画がつかれるものだというお考えは、ごもっともだと思います。私も、例えば自分1人で色々なおしかりいただいたとしても、10年後の山武市のあるべき姿というものを、今、100%正確ではないにしても、間違わない形で示すことができ、それを具体化して5年後くらいの計画を立て、実施計画をつくるというところが、正直できなかったということでございます。それは、この10年間の変化を見通せないという思いがございます。

ですから、この計画をつくるに当たり、今までの総合計画を見てみますと、ほとんど、その絵は実現されていない。ほとんどが現実とはかけ離れた絵を示して、そこに向かってきた。これは高度成長期においてもそうだったというふうに思っておりまして、そのような現実から遠い目標を立て、一步でも近づこうということよりも、こういった変化の激しい、しかも見通しがつけにくい時代の総合計画においては、それよりもどういう形で私たちは前進しようかということを中心に考えたらどうかということで、正直一番最初に指示を出しました。ですから、どちらかといいますと、計画等を当てはめる中で、こういう姿が少しずつ見えてくるのではないかとこのころで、おぼろげながら見えてくるということしか描けないなというところ作業をさせましたので、その辺がぼやけているよと言われれば、そのとおりでありまして、お許しをいただかなければならない点であります。

この点は、本来ならばもう1、2年かけて、ここの部分を皆様方と一緒に、そこを協治で、行政と市民が一体となって、私は同体という言葉を使いたいんですが、同体となって、将来の絵を描き、それに向かっていこうではないかということをするべきだというふうに思っています。ある意味では、次の10カ年計画の絵はどのようなふうに描こうかということ、一緒になって始まっていいのかなというふうに思いますが、今段階で、非常に短い期間の中だけでも、急いでつくらなければならなかったということもございますし、そういった意味で、実現性というものを第一に考え、評価をすることができるという手法をとりながら、このような形にさせていただいたところで

あります。

その中で私なりに、市政をお預かりして2年経過してしまいましたが、少しずつ、大事なことというのは、度々申し上げておりますけれども、これからの山武市づくり、地域づくりというのは、行政だけの力では、とても成し遂げることができませんし、住民すべてが主体的な動きの前に、主体的なお考えを持っていただいて、自らが主人公であるという考え方の基に、いろいろと一緒にあって、共に考え、行政と混在するような形で、この地域づくりをしていくということが、求められて来たという思いは、非常に強くなりました。そういったことを序論の中で書きたいということで、今回、修正をお願いしましたし、ごあいさつ文を書かせていただく中では、そういったところの市民に対するお願いというものも示したいと、こんなふうに考えております。ですから、これからみんなで描く将来像でもいいのではないかという思いで、全然姿が見えないぞ。それはみんなで作ろうよということで、いけないかなというふうに思っておりますので、ご理解賜ればというふうに思っています。

並木委員

時間がないのに、申しわけないのですが、今、市長のお話のように、市民と協働でまちづくりをするということでいきますと、施策6-1の協働と交流のまちづくりというのがあるんですが、その中で、6-1-3（仮称）さんぶの森交流センター整備事業というのがございますよね。これは私ども旧山武町出身の者にすれば、少しぐらい旧山武町に、今まで全部成東、松尾の方に施設が行ってしまっって、空っぽになってしまったという意見があるので、これぐらいは早目につくっていただきたいなと思っておりましてところ、実施計画事業の中にこれは入ってきたということで、大変喜んでる次第でございますけれども、ぜひこれを作っていただいて、市民活動を活発にさせていただくことが、やはり協働と交流によるまちづくりが進むのではないかと、こういうふうに期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

秋庭会長

いろいろとご意見いただいておりますけれども、総合計画（案）における、いろいろと修正点が出ております。この中に基本構想に関する部分、いわゆる議会の議決をいただかなければならない部分が含まれておりますので、修正後の総合計画（案）について、審議会の承認が必要になるものと判断されます。従いまして、それについての結論を皆さん方にお伺いしたいと思っております。

	<p>お諮りいたします。修正後の総合計画（案）について、当審議会が承認することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議がないようですので、総合計画（案）につきましては、当審議会は原案のとおり承認するということに決定いたします。</p> <p>決定事項</p> <p>（１）総合計画〔基本構想及び前期基本計画〕（案）について、原案のとおり決定した。</p> <p>（２）総合計画〔基本構想及び前期基本計画〕（案）の答申について</p>
秋庭会長	<p>議題の（２）であります総合計画〔基本構想及び前期基本計画〕（案）の答申についてに移らせていただきます。</p> <p>お手元の資料③「山武市総合計画（案）について（諮問）」をご覧ください。</p> <p>平成19年12月28日付で、山武市長から、山武市総合計画（案）について諮問をいただいております。</p> <p>今までの審議内容を踏まえ、当審議会における答申案を調整したいと思っております。</p> <p>調整方法でございますが、審議会委員を構成しております市議会議員、学識経験者、関係行政機関、公共的団体からの委員、その他市長が必要と認める委員から指名させていただき、別室により調整いたしたいと思っております。</p> <p>選任について、議長一任でよろしゅうございましょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
秋庭会長	<p>それでは、市議会の議員から、大川委員、学識経験者から、私、秋庭。関係行政機関、公共的団体は、構成委員が多いため、並木委員と石橋委員。その他市長が必要と認める委員である地域審議会の代表から今関委員を選任いたします。</p> <p>別室におきまして答申案を調整したいと思っておりますので、その間、暫時休憩いたします。</p>
秋庭会長	<p>それでは、再開いたします。</p> <p>お配りいたしました答申（案）でございます。</p> <p>今までの審議内容をもとに、別室にて協議、作成したもので</p>

<p>政策推進係 越川主査</p>	<p>す。事務局より説明をお願いします。</p> <p>企画政策課政策推進係の越川でございます。 それでは、お手元の山武市総合計画（案）について、答申の方を報告させていただきます。 ※事務局にて山武市総合計画（案）を朗読</p>
<p>秋庭会長</p>	<p>事務局の説明がございました。 何か答申（案）につきまして、ご意見ございますか。</p>
<p>猪野委員</p>	<p>ちょっと休憩していただいて、申し上げさせていただいた方がいように思うんですけども。</p>
<p>秋庭会長</p>	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>※休憩の間、各委員による意見交換が行われた。 答申(案)の「基本理念に捉え」および「十分整合が図れる」部分についての調整を行った。</p>
<p>秋庭会長</p>	<p>再開いたします。 いただいたご意見について、再調整を行いました。 答申案について、事務局より修正部分の説明をいたします。</p>
<p>政策推進係 越川主査</p>	<p>それでは、修正について説明させていただきます。 記の部分で、「ともに手を携えて誇りを持てるまちづくり」を当初は、「基本理念に捉え」という箇所を、「基本理念として捉え」に修正いたしました。 また、要望の2。下の部分で、「十分整合が図れるよう努めていただきたい」の部分に、平仮名の「ら」を加え「十分整合が図られるよう努めていただきたい」とさせていただきます。 以上でございます。</p>
<p>秋庭会長</p>	<p>お諮りいたします。 他にご意見ございませんか。 （「なし」の声あり） ご意見なければ、本案を答申書として、本日市長に答申いたします。</p> <p>決定事項 （2）総合計画〔基本構想及び前期基本計画〕（案）の答申に</p>

<p>秋庭会長</p>	<p>ついて、答申（案）のとおり決定した。</p> <p>以上で議題（２）総合計画〔基本構想及び前期基本計画〕（案）の答申につきまして、終了いたします。</p> <p>以上で本日の議事は終了いたします。</p>
<p>秋庭会長</p>	<p>５．その他</p> <p>続いて、その他でございますけれども、事務局何かございますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にありません。</p>
<p>総務部 土屋部長</p>	<p>６．閉会</p> <p>長時間のご審議、大変ありがとうございます。</p> <p>私の方から一言、委員の皆様方におかれましては、まちづくりの指針となる総合計画につきまして、１年以上にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございます。心より感謝申し上げる次第でございます。</p> <p>以上をもちまして、第４回山武市総合計画審議会を閉会させていただきます。</p> <p>この後、会長から市長への答申を行いますので、委員の皆様方は、いましばらくお待ちいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後４時３０分</p> <p>※審議会の閉会后、会長から市長へ答申書が提出された。</p>

会議の名称 第4回 山武市総合計画審議会

開催日 平成20年1月31日(木)

出欠席者名簿

委員氏名		出欠
会長	秋庭 武行	出欠
副会長	行木 信一	出欠
委員	遠藤 正之	出欠
委員	大川 義男	出欠
委員	鈴木 庸夫	出欠
委員	小水 達美	出欠
委員	朝日 典男	出欠
委員	岩澤 静	出欠
委員	小川 憲治	出欠
委員	布施 定一	出欠
委員	江口 清	出欠
委員	並木 彌	出欠
委員	大角 進	出欠
委員	石橋 藤榮	出欠
委員	木内 秀雄	出欠
委員	今関 紘	出欠
委員	佐瀬 孝一	出欠
委員	猪野 源治	出欠
委員	金田 弘之	出欠

出席 10名 ・ 欠席 9名